

○高知市消防局救急資器材貸出要綱

(令和元年5月1日消防局訓令乙第1号)

改正 令和3年4月1日消防局訓令乙第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、広く市民等に救急救命の処置を体験する機会を設け、救急救命の啓発を図ることを目的とし、市民等に対し高知市消防局（以下「消防局」という。）の所有する救急資器材（以下「資器材」という。）を貸し出すことについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「資器材」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 心肺そ生法訓練成人用人形
- (2) 心肺そ生法訓練小児用人形
- (3) 心肺そ生法訓練乳児用人形
- (4) AEDトレーナー
- (5) 前各号に掲げるもののほか、消防長が貸し出すことが適当であると認めるもの

(貸出申請)

第3条 資器材の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として資器材の貸出しを受けようとする日の7日前までに、救急資器材貸出申請書（様式第1号）により消防長に申請しなければならない。

(貸出決定)

第4条 消防長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、貸出しの可否を決定し、適当と認められたときは、その旨を救急資器材貸出決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした申請者に通知するものとする。

(貸出期間等)

第5条 資器材の貸出期間は、おおむね1週間とする。

- 2 資器材の貸出し及び返却の場所は、消防局救急課及び各消防署所とし、貸出時間及び返却時間は、原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(貸出料)

第6条 資器材の貸出料は、無料とする。

(損害賠償等)

第7条 第4条の規定により貸出決定を受けた者（以下「借受者」という。）は、故意又は過失により資器材を破損、紛失等（以下「破損等」という。）したときは、市長の認定する損害額を賠償し、又は原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

- 2 借受者は、資器材を破損等した場合は、その内容等を直ちに事故報告書（様式第3号）により消防長に報告しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第8条 借受者が資器材を使用し、第三者に損害を与えた場合は、当該借受者がその損害額を負担するものとし、消防局はその損害額を負担しない。

(救急資器材記録表)

第9条 借受者は、資器材を返却するときは、救急資器材記録表（様式第4号）を消防長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の高知市消防局救急資器材貸出要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市消防局救急資器材貸出要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

救急資器材貸出申請書

様式第2号(第4条関係)

救急資器材貸出決定通知書

様式第3号(第7条関係)

事故報告書

様式第4号(第9条関係)

救急資器材記録表